

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年6月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700647号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800007号

第1 結論

平成3年9月及び同年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年9月及び同年10月

平成3年9月に会社を退職した後、同年10月頃に私の妻がA県B市C区役所の窓口において、私の国民年金の加入手続と妻の国民年金の種別変更手続を行い、夫婦二人分に係る請求期間の国民年金保険料を一括納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料を納付した時に、交付された領収証書は確定申告の時に提出し、所持していないが、間違いなく私の妻が納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した後の平成3年10月頃に、請求者の妻がB市C区役所の窓口において、請求者の国民年金の加入手続と妻の国民年金の種別変更手続を行い、夫婦二人分に係る請求期間の国民年金保険料を現年度納付した旨陳述しており、オンライン記録によると、請求者の妻については、請求期間と同じ期間の国民年金保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、その前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、平成7年4月頃に行われた加入手続によって払い出されたものと推認でき、当該加入手続時期(平成7年4月)において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンライン記録によると、請求者に係る最初の国民年金被保険者の資格取得日は平成6年12月30日と記録されており、請求者が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄にも同日が記載されていることから、同日より前の期間である請求期間は、国民年金の未加入期間であり、請求者の妻が、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者及びその妻の陳述どおりに、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、請求期間当時、請求者が居住していたB市C区及び同市D区において払い出された記号番号の検索並びに氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間以前に請求者が居住していたE市F区において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。